

## 生駒市規則第33号

生駒市職員表彰規則をここに公布する。

平成26年12月5日

生駒市長 山下 真

### 生駒市職員表彰規則

(目的)

第1条 この規則は、他の模範となるべき顕著な功績があった職員等を表彰することにより、職員の意欲及び能力の向上を図るとともに、職場風土の活性化を推進し、もって市民サービスの更なる向上に資することを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) 業績表彰
- (2) 永年勤続表彰
- (3) その他表彰

(業績表彰)

第3条 業績表彰は、職員又は課、係その他これらに準ずるもの（以下この条において「課等」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認められるときに、その職員又は課等に対して行うものとする。

- (1) 事務又は技術に関し、有益な研究、発明、考案等を行い、著しい成果を挙げたとき。
- (2) 特に困難な職務に積極的に対処し、優れた成果を収めたとき。
- (3) 身の危険を顧みず、その職責を尽くしたとき。
- (4) 職務上又は職務外の行為について、広く称賛を受け、著しく職員の名誉を高揚したとき。

(5) 職務に関する各種競技大会等に参加し、その成績が特に優秀であったとき。

(6) 意欲的に職務を遂行し、相当な業績を挙げたとき。

(7) その他特に表彰することが適当であると認められるとき。

2 所属長は、所属の職員又は課等が前項各号のいずれかに該当すると認められるときは、その旨を市長に内申するものとする。

3 市長は、前項の規定による内申があったときは、生駒市行政経営会議で業績表彰を受ける職員及び課等を決定し、表彰するものとする。

(永年勤続表彰)

第4条 永年勤続表彰は、本市に25年以上勤続し、その勤務成績が良好と認められる職員（生駒市職員定数条例（昭和42年4月生駒市条例第4号）第1条に定める職員に限る。第3項及び第9条第1項において同じ。）に対して行うものとする。

2 前項における勤続期間の計算については、生駒市職員の退職手当に関する条例（昭和47年10月生駒市条例第30号）第7条に定める勤続期間の計算によるものとする。

3 市長は、永年勤続表彰を受ける職員を決定し、表彰するものとする。

(その他表彰)

第5条 その他表彰は、次のとおりとする。

(1) 職員提案制度に係る表彰

(2) 優秀施策・事例等報告制度に係る表彰

2 この規則に定めるもののほか、その他表彰に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、業績表彰及びその他表彰にあつては表彰状の授与に記念品を添

えて、永年勤続表彰にあっては表彰状を授与して行うものとする。

(表彰の時期)

第7条 表彰は、市長が定める日に行うものとする。

(退職し、又は死亡した者の表彰)

第8条 表彰を受けるべき者が表彰前に退職し、又は死亡したときは、在職又は生前の日付に遡って表彰することができる。

2 前項の規定により死亡した者に対して表彰を行うときは、その者の遺族に対して第6条の規定による授与を行うものとする。

3 前項の遺族は、生駒市職員の退職手当に関する条例第2条の2(第3項を除く。)の規定により決定するものとする。この場合において、該当する遺族が2人以上あるときは、市長が決定する。

(長期勤続職員の退職に際しての措置)

第9条 本市に20年以上勤続し、その間の勤務成績が良好であった職員が退職(死亡退職を含む。)をしたときは、その功績を称え、感謝状を授与する。

2 第7条及び前条の規定は、前項の規定による感謝状の授与について準用する。

(施行の細目)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。